

意見書

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、電波法第99条の12第1項及び第2項の規定により、意見の聴取を行った（平成19年12月19日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成20年1月16日

主任審理官 西本 修一

記

第1 意見

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

番組素材中継を行う無線局、放送番組中継を行う固定局及び実数零点単側波帯変調方式の無線局の送信設備の空中線電力の表示は、平均電力によることとすること。
(第4条の4関係)

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

一 D7W電波又はG7W電波3.5GHz帯、5.8GHz帯、6.5GHz帯、6.8GHz帯、7.5GHz帯、10.3GHz帯、10.5GHz帯又は13GHz帯の周波数を使用する番組素材中継を行う固定局及びD7W電波、G7W電波又はX7W電波42GHz帯又は55GHz帯の周波数を使用する番組素材中継を行う移動業務の無線局の無線設備の技術的条件を規定すること。(第37条の27の21、別表第1号及び別表第2号関係)

二 3.5GHz帯、5.8GHz帯、6.5GHz帯、6.8GHz帯、7.5GHz帯、10.3GHz帯、10.5GHz帯又は13GHz帯の周波数の電波を使用する放送番組中継を行う固定局のうち、デジタル方式を使用するものの無線設備の技術的条件を規定すること。(第37条の27の22、別表第1号、別表第2号及び別表第3号関係)

三 6.5GHz帯又は7.5GHz帯の周波数の電波を使用する番組素材中継又は放送番組中継のために必要な連絡又は機器の監視若しくは制御を行う固定局のうち、デジ

タル方式を使用するものの無線設備の技術的条件を規定すること。（第 37 条の 27 の 23、別表第 1 号及び別表第 2 号関係）

四 所要の規定の整備をすること。

イ 施行期日等

- 一 公布の日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を設けること。

(3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

- 一 設備規則第 57 条の 2 の 2 において条件が定められている陸上移動局及び携帯局の無線設備の空中線電力の表示方法を改めること。（第 2 条及び別表第 2 号関係）
- 二 所要の規定の整備をすること。（第 2 条及び別表第 2 号関係）

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(4) 周波数割当計画の一部変更案

ア 変更内容

放送番組中継を行う UHF 帯固定無線及び番組素材伝送を行う 42GHz 帯移動無線を導入するため、規定の変更を行うこと。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

（1 の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

放送事業用システムのうち、3.5GHz 帯の周波数の電波を使用する放送番組中継用固定局等は、今後その周波数を第 4 世代移動通信システム等の移動通信システムに割り当てていくため、他の周波数帯への移行を求められており、その受け皿として、6.5GHz 帯及び 7.5GHz 帯の周波数の電波を使用する場合の技術基準が必要とされている。

また、地上デジタル放送の円滑な全国普及に向けて、UHF 帯を利用した長距離離島向け中継回線の実現が求められており、取材現場などで使用される無線設備については、できる限り遅延の少ない HDTV 番組素材伝送等のニーズに対応するとともに、ミリ波の有効利用を図るシステムが求められている。

このため、情報通信審議会において、平成 19 年 5 月から放送事業用システムの技術的条件に関する検討を行われ、同年 10 月に一部答申を受けた。

さらに、取材時の連絡等に利用される実数零点単側波帯変調方式の無線局について、変調信号のデジタル処理等の実態を踏まえて空中線電力の表示方法を平均電力表示とするなどの規定の整備が求められている。

本件に係る関係省令の改正は、これら放送事業用システムを導入するにあたり、技術基準等を定めるための関係規定の整備を行うものである。

また、本件に係る周波数割当計画における主な変更点は、2 点あり、1 点目は、放送番組中継を行う UHF 帯固定無線についてである。

今回導入を予定する放送番組の中継を行う UHF 帯固定無線局は、現在各家庭に送信している放送用の周波数を放送事業のために使用する無線局にも利用しようということであり、470MHz から 710MHz までの周波数帯に放送事業用の固定業務を追加し、また、585MHz から 710MHz までの周波数帯の脚注において固定業務の継続利用を認めるものがあるが、現在この脚注により開設されている無線局が存在しないため、削除するものである。

2 点目は、番組素材伝送を行う 42GHz 帯移動無線についてである。今回変更案の対象

の番組素材伝送を行う FPU の使用帯域は、41GHz から 42GHz までの周波数帯である。変更内容は、ITU 無線通信規則の国際分配上、一次分配で移動業務に認められている 41.5GHz から 42GHz までの周波数帯について放送事業用として二次分配から一次分配に変更を行い、放送事業用以外を削除し専用に帯域を確保するものである。

3 利害関係者の陳述等

本件変更案に関し、下表のとおり、利害関係を有する2者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおりいずれも賛成であり、利害関係者から出された意見・要望の概要及びこれに対する総務省の回答の概要は、別紙のとおりである。

利害関係者	賛 否	備 考
社団法人電波産業会	賛 成	
社団法人日本民間放送連盟	賛 成	要望あり

第3 理由

本件は、新たな放送事業用システムの導入等のため、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正し、あわせて周波数割当計画の一部を変更するものである。

放送事業用システムのうち、3.5GHz 帯の周波数の電波を使用する放送番組中継用固定局等は、その周波数を第4世代移動通信システム等の移動通信システムに割り当てていくため、他の周波数帯への移行を求められている。また、地上デジタル放送の円滑な全国普及に向けて、長距離離島向け中継回線用として、UHF 帯を利用した長距離中継回線の実現が求められている。さらに、取材現場などで使用される無線設備について、できる限り遅延の少ない HDTV 番組素材伝送等のニーズに対応するとともに、ミリ波の有効利用を図るシステムが求められている。

こうした状況のなか、平成 19 年 10 月、情報通信審議会から「放送システムに関する技術的条件」のうち「放送事業用システムの技術的条件」について一部答申が行われた。今回の改正は、この答申内容等を踏まえ、新たな放送事業用システムの導入等に必要な関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

1 SHF 帯の番組素材中継用等の固定局

3.5GHz 帯からの移行先として 6.5GHz 帯及び 7.5GHz 帯の周波数の電波を使用することとし、他の固定局と共用する番組素材中継用等の固定局の技術基準等を整備するため、電波法施行規則及び無線設備規則を改正している。これらは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

2 UHF 帯の放送番組中継用固定局

長距離離島向け放送番組中継用に、放送用 UHF 帯の周波数の電波を地上デジタル放送と共用する放送番組中継用固定局の技術基準等を整備するため、電波法施行規則及び無線設備規則を改正している。これらは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

また、周波数割当計画の変更案では、470-710MHz 帯の周波数において、固定業務(放送事業用)を追加しているが、これは UHF 帯の放送番組中継用固定局の導入に必要な変更を行うものであり、適当と認められる。

3 ミリ波帯の番組素材中継用移動局

高画質、低遅延、小型軽量のHDTV用ワイヤレスカメラ等の実現に必要な、42GHz 帯及び55GHz 帯の番組素材中継用移動局の技術基準を整備するため、無線設備規則を改正している。これは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

また、周波数割当計画の変更案では、41.5-42GHz 帯の周波数において、移動業務(放送事業用)を二次分配から一次分配に変更しているが、これはミリ波帯の番組素材中継用移動局の導入に必要な変更を行うものであり、適当と認められる。

4 その他の所要の規定の整備

実数零点単側波帯変調方式の無線局について、空中線電力の表示方法を平均電力とする等の変更を行うため、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則を改正しているが、これらは変調信号のデジタル処理等の実態を踏まえたものであり、改正内容は適当と認められる。

また、12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の技術基準のうち、電波の偏波面について無線設備規則を改正しているが、これは狭帯域放送衛星局の場合と広帯域放送衛星局の場合との区分を明示するものであり、改正内容は適当と認められる。

なお、意見の聴取の際に利害関係者から陳述された、審査基準の整備等に関する要望については、必要な措置を速やかに行う旨の回答が、また、無理のない周波数移行に関する要望については、移行が円滑に進むよう要望を参考にしつつ検討する旨の回答がそれぞれ総務省からあり、利害関係者から了解が得られた。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、新たな放送事業用システムの導入等に資するものであること、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。

別紙

意見・要望の概要	総務省の回答の概要
<p>○ 社団法人日本民間放送連盟</p> <p>① 関係審査基準の整備等も含め、所要の措置が早急に講じられるよう要望する。</p> <p>② 放送事業者にとって無理のない周波数移行方策や周波数移行期限が設定されるよう要望する。</p>	<p>① システムの導入実現に向け、本件省令改正に伴う電波法関係審査基準の整備等、必要な措置を速やかに行う。</p> <p>② 3.5GHz帯の周波数の電波を使用する放送番組中継用固定局等は、その周波数を第4世代移动通信システム等の移动通信システムに割り当てていくため、他の周波数帯への移行が必要である。周波数の移行方策や移行期限については、移行が円滑に進むよう、いただいたご要望を参考にしつつ検討を行う。</p>